

## 豊橋市議会だより広告募集要綱

豊橋市議会では、財源の確保と地域経済の活性化を目的に、「豊橋市議会だより広告掲載実施要綱」に基づき「豊橋市議会だより」に掲載する有料広告を募集します。

### 1 広告を掲載する媒体

- (1) 名 称 豊橋市議会だより
- (2) 規格等 A4判、表紙・裏表紙カラー刷り、その他2色刷り
- (3) 発行日 平成30年5月1日、平成30年8月1日、  
平成30年11月1日、平成31年2月1日
- (4) 発行部数 約128,000部
- (5) 配布対象 市内全世帯（これは目標であり、全世帯への配布を保証するものではありません）

### 2 募集内容

- (1) 掲載位置 裏表紙下段
- (2) 募集枠数 1発行あたり2枠（広告枠は結合可とする。ただし、広告掲載料等、2枠として取り扱うものとする）
- (3) 掲載期間 平成30年5月1日号～平成31年2月1日号（4回掲載）
- (4) 掲載料 1枠あたり25,000円
- (5) 枠サイズ 天地：55mm、左右：85mm
- (6) 色・デザイン 豊橋市広告掲載基準に準拠し、市議会のイメージを損なわないもの
- (7) 募集期限 平成30年 5月1日号 平成30年 3月16日まで  
平成30年 8月1日号 平成30年 5月 1日まで  
平成30年11月1日号 平成30年 8月 1日まで  
平成31年 2月1日号 平成31年11月 1日まで  
※事務局受付は午前8時30分～午後5時15分  
（土・日曜日、祝日除く）

### 3 応募資格

- (1) 現在、本市の入札参加の指名停止処分をうけていないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第167条の4第2項の各号に該当しないこと
- (3) 豊橋市広告掲載基準第2条の規定による業種又は事業者でないこと

### 4 申込等

#### (1) 申込方法

次に掲げる書類を直接又は郵送にて提出してください。

- ①豊橋市議会だより広告掲載申請書（様式第1）
- ②同意書（市税の滞納の有無に関する照会及び確認）

- ③広告原稿案 (様式の指定なし。広告の内容・デザインがわかるもの)
- ④会社案内等 (会社の概要がわかるもの)
- (2) 提出先 豊橋市議会事務局 議事課 (豊橋市役所東庁舎7階)  
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
電話: 0532-51-2920
- (3) 注意事項 「豊橋市広告掲載要綱」「豊橋市広告掲載基準」「豊橋市議会だより広告掲載実施要綱」「豊橋市議会だより広告掲載基準」等をよくお読みください。

## 5 選定等

- (1) 選定方法 豊橋市議会だより編集委員会で審査し、決定します。募集枠を超えた応募があった場合は、豊橋市議会だより広告掲載実施要綱第8条の規定により決定します。
- (2) 審査結果 豊橋市議会だより広告掲載決定通知書(様式第2)にて通知します。

## 6 掲載料納付及び広告原稿提出

- (1) 掲載料納付 広告掲載決定通知を受けた者は、議長が指定する期日までに広告掲載料を納付してください。
- (2) 原稿提出 市議会が指定する期日までに、豊橋市議会だより広告原稿作成要領により作成した正式な原稿をCD-R等のメディアにより提出してください。

## 7 関連規定

- (1) 豊橋市広告掲載要綱
- (2) 豊橋市広告掲載基準
- (3) 豊橋市議会だより広告掲載実施要綱
- (4) 豊橋市議会だより広告掲載基準
- (5) 豊橋市議会だより広告原稿作成要領

## 8 問合せ先

豊橋市議会事務局 議事課 (豊橋市役所東館7階)  
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
電話: 0532-51-2920 FAX: 0532-55-9020  
E-mail: gikai-giji@city.toyohashi.lg.jp